

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成27年3月16日 午前9時59分～午後2時09分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長 永山伸一
副委員長 中島由美子
委員 上野一誠
委員 橋口博文

委員 福田俊一郎
委員 森永靖子
委員 森満晃

○その他の議員

議員 新原春二

議員 下園政喜

○説明のための出席者

市民福祉部長 春田修一
市民健康課長 穴野克己
障害・社会福祉課長 徳留真理子
高齢・介護福祉課長 橋口浩文
介護給付グループ長 上菌哲也

介護指導グループ長 白江剛
保護課長 小原雅彦
子育て支援課長 知識伸一
課長代理 西田光寛
主幹兼保育グループ長 平利朗

○事務局職員

議事調査課長 道場益男
主幹 久米道秋

議事グループ員 柳裕子

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 28 号 薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について 議案第 29 号 薩摩川内市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について 議案第 30 号 薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 31 号 薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 32 号 薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 39 号 平成 27 年度薩摩川内市一般会計予算 議案第 51 号 平成 27 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算 (所管事務調査)	高齢・介護福祉課 (市民健康課)
議案第 39 号 平成 27 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	保 護 課
議案第 33 号 薩摩川内市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について 議案第 34 号 薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 39 号 平成 27 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書の提出について	—

△開 会

○委員長（永山伸一）ただいまから、13日に引き続き市民福祉委員会を開会いたします。

今日は、審査日程の高齢・介護福祉課から審査を行います。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合、委員長において随時許可いたします。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（永山伸一）それでは、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第28号 薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について

○委員長（永山伸一）まず、議案第28号薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）おはようございます。

それでは、議案第28号薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

議案つづりその2の28—1ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明しておりますので省略をさせていただきたいと思います。

制定内容につきましては、議会資料で説明をさせていただきます。議会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

1、条例制定の目的・経緯でありますけれども、介護保険法の一部改正により、その基準を市町村の条例で定めることとなりました。

2の条例制定の規準にありますように、介護保険法に基づく厚生労働省令に定めるところにより、

（1）従うべき基準として、必ず適合しなければならない規準と、（2）参酌すべき基準として、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許されるものがございます。

3の本市の独自の基準にありますように、本市の条例では、独自の基準は設けないこととし、国の基準と同様とするものであります。

以上で、議案第28号薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定についての説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）この条例案の第3条の第2項について少し説明をいただければと思います。この参集職員の人員配置について、28—2ページの下の人員配置基準というのがありますけれども、これについて少し御説明いただければと思います。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）ここにございますように、1号被保険者の数、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、それらの職務に従事する職員の数を置くということとなっております。保健師3,000人以上6,000人未満につきましては、保健師、その他準ずる者が1名。あと社会福祉士、これに準ずる者が1名。あと主任介護支援専門員、これに準ずる者が1名という形で配置をするということで、地域包括支援センターのほうの配置基準になっております。

現在、この基準について地域包括支援センターの人員については、人員を満たしておるところでございます。

以上でございます。

○委員（福田俊一郎）人員の配置については、この地域包括支援センターのみの基準ということでいいんですね — はい、わかりました。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかに御意見、御質疑願います。

○委員（上野一誠）ちょっと状況を教えてください。

支援センターの包括的支援事業というのは、自治体のセンターの機能として、人的なものも含めて、何かこう課題というか。進めていかれるに当たって、この事業が円滑にいく意味で、何かこう課題になっているようなことはないんですか。

○介護給付グループ長（上藺哲也）薩摩川内

市はエリアが非常に広うございまして。高齢者人口に対する人員配置の部分については満たしてあるところなんですけれども、やはりエリアが広い関係で、なかなかあちこちに広いエリアを動いていかないといけないというところがあって。そのところが少し問題と言えど問題かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（上野一誠）実際にこれ今社協のほうで、移してやっていただいているというふうに思うんですけれども。社協もいろんな事業等入れてて、それを実際のこういう支援活動がその中でどんなふうに順調にいつてるんだらうかなという思いがしましたので、そういう質問をぶつけたんですが。意見、要望として、できるだけこの事業が今の流れで、広い面積でありますけど、やっぱり充実してくるようになんか要望もしておきたいと思います。

○委員長（永山伸一）要望であります。

ほかの御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第29号 薩摩川内市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○委員長（永山伸一）次に、議案第29号薩摩川内市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため

の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） それでは、議案第29号薩摩川内市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案つづりのその2の29—1ページをお開きください。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明いたしておりますので省略させていただきます。

制定内容につきましては、議会資料で説明をさせていただきます。議会資料の2ページをお開きください。

1、条例制定の目的・経緯でございますけれども、介護保険法の一部改正により、その基準を市町村の条例で定めることとなりました。

2、条例制定の基準にありますように、介護保険法に基づく厚生労働省令に定めるところにより、（1）従うべき基準として、必ず適合しなければならない基準と、（2）参酌すべき基準といたしまして、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許されるものでございます。

3の本市の独自の基準にありますように、本市条例では、（2）の参酌すべき基準のうち、利用者に対する支援の提供に関する記録につきまして、国の基準では、完結の日から2年間保存することとされておりますけれども、保険者の介護報酬の返還等の債権消滅時効が5年間であることから、国の基準と異なる基準として、記録の保存期間を5年とするものでございます。

以上で、議案第29号薩摩川内市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一） ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 先ほどの28号についても、国の省令を今回自治体のほうで条文化したということですが、この29号についても同

じょうな形でいいんでしょうかね。

ほかの自治体は、先ほどの28号と29号とを合わせたような条例になってるようですけど。うちは二つに分けてますけど、何か理由があったのかどうかをお尋ねしておきたいと思います。

○高齡・介護福祉課長（橋口浩文） 特段理由はなく、国の基準に基づいて二つに分けた形でしております。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第30号 薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（永山伸一） 次に、議案第30号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

○高齡・介護福祉課長（橋口浩文） それでは、議案第30号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案つづりは、その2の30—1ページでございます。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明をいたしておりますので省略させていただきたいと思います。

制定内容につきましては、議会資料の4ページのとおりでございますけれども、第6期の介護保険事業計画との関連がございますので、市民福祉

委員会資料の別冊2の1ページをお開きいただきたいと思います。

大きな1番の薩摩川内市老人福祉計画・第6期介護保険事業計画についての1、計画策定の根拠及び計画期間から、5ページの（2）標準給付費の見込みまでにつきましては、さきの12月議会で説明をしたとおりでございます。計画策定に当たりましては、12月25日から1月26日までの間、パブリックコメントを実施し、意見を募集いたしました。

結果といたしまして、お一人の方から19件の御意見をいただきました。

これらの意見等を踏まえて、今回の計画書につきましては「高齡になっても、安心して生き生きと、誇りを持って暮らせるまちづくり」を基本理念とし、策定したところであり、議員の皆様方には4月初旬ぐらいまでにはお配りできるものと考えているところでございます。

さて、今回の条例改正の保険料の設定についての考え方でございますけれども、5ページをごらんいただきたいと思います。別冊2の5ページでございます。

（1）第6期の保険料上昇要因といたしまして、①の第1号被保険者数、認定者数の増加でございます。これは、国が示しておりますワークシートに基づくものでございますけれども、平成25年度末と平成29年度見込みを比較しますと、65歳以上の第1号被保険者数は1,009人増加し、第1号被保険者の認定者数は680人増加する見込みでございます。

次に、②の負担割合の変更でございます。表のとおり、第1号被保険者の負担割合は、第5期の21%から、第6期は22%に改められました。

保険料の50%については、40歳から64歳までの2号被保険者と65歳以上の1号被保険者の人口割合で負担することとなっております。65歳以上の人口比率が増えることから、負担割合が増加するものでございます。

次に、③の介護基盤の整備でございます。施設整備につきましては、待機者もいらっしゃるから、ある程度の整備は必要と考え、アの特養の増床、イ・エの療養病床の転換、ウの現在1ユニットのグループホームの2ユニット化、オの定期巡回・随時対応型訪問介護看護の新設を見込んで

いるところでございます。

6 ページをお開きください。(2) の保険料の上昇抑制策といたしまして、①の介護給付準備基金を2億4,000万円を取り崩すとともに、②の保険料の多段階化でございます。

国の標準段階が、第5期の6段階8階層から、第6期は9段階9階層に改められたことから、本市におきまして、第5期の9段階11階層から、第6期は13段階13階層に改めるものでございます。

この多段階化を図ることによりまして、所得の多い被保険者の負担割合を増やすことで、低所得者の負担軽減及び基準額の上昇幅を抑制するものでございます。

真ん中の表をごらんください。国の標準段階の設定ですけれども、上が現行で、その下が第6期でございます。濃ゆく網かけをされています部分が、消費税増税分を充てて軽減強化を図る予定とされておりましてけれども、増税が先送りとなったため、下の③の表のとおり、第1段階の一部、①の部分につきましては、平成27年4月から、第1段階の残りの部分と第2、第3段階の②の部分については、平成29年4月から別枠で公費を投入し、低所得高齢者の保険料軽減強化を図るものでございます。

ただし、この軽減につきましては、いまだ国の政令が出されていない状況でございます。

第1段階の①の部分の軽減につきましては、今年度末までには政令が出されるとのことでございますけれども、議会運営委員会で部長が説明いたしましたとおり、いまだ時期が不明でございます。

政令が出された場合には、改めて条例改正の議案を上程する予定でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

7 ページをごらんください。本市の段階設定でございます。左側が現行、右側が第6期の段階設定であります。

右側の表をごらんください。第1段階の保険料率ですけれども、本則では0.5ですが、平成27年4月からは、先ほど申しました0.45になる予定でございます。

また、第2段階の保険料率でございますが、本則では0.75となっておりますけれども、当初、先ほど説明いたしました消費税増税分を充てて軽

減強化をし、0.5になる予定でした。しかし、先送りになったために0.75のままでございます。そうしますと、第5期に比べて保険料が相当の、この低所得者の部分が負担増となりますために、附則におきまして注2のとおり、第5期と同率の0.625とし、負担の軽減を図ったところでございます。

(3) 第6期の第1号被保険者の保険料でございますけれども、これまで説明いたしました上昇及び減少要因を計算いたしまして、結果としまして、第1号被保険者の保険料基準額は6,100円となり、第5期に対しまして300円、5.2%の増額となったところでございます。

8 ページをごらんください。(4) の所得段階ごとの介護保険料等の比較でございます。第5期との保険料の比較及び各段階の被保険者の見込み数等を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上が、第6期の保険料率の改正でございます。

続きまして、議会資料の4 ページをごらんいただきたいと思います。

3 の介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置でございます。総合事業への移行につきましては、平成27年4月から実施することとされておりますけれども、地域の特性を生かした取り組み等を行うため、時間を要することから経過措置を定めるところでございます。本市におきましては、附則において、平成28年4月から実施をすることとしたところでございます。

以上で、議案第30号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(永山伸一) ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(上野一誠) 手続上の件ですけれども、国の政令がびしっとまだ出てないから、専決処分でも、仮に議会がやるって言えば6月議会しかないけれども。そこらあたりの取り扱いは20日ぐらいまでは間に合うような話されてたから。そこあたりどうされますか。

一応、減額の部分の処理なので、そういう意味では取り扱い上はおくれてもそうあれにならんと思うんだけど。その辺の基本的な考え、どんなふ

うに思ってる。

○市民福祉部長（春田修一） ただいまの御質問でございますが、今委員がおっしゃいますように、専決処分をするか、6月かというようなことでございます。

基本的には20日まで待って、政令等が公布されれば最終日のほうに追加させていただきたいというふうに思っておりますが、そこを過ぎてしまいますと、国の資料の中では、不利益遡及にならないので6月でも可というような解釈をしております。

そのようなこともございまして、政令指定都市等におきましては、6月に上げようというような動きがあるようでございますので、本市におきましても、そちらの状況を見ながら判断したいと思っておりますが、現時点では不利益遡及にならないということ等から考えますと、6月が適切ではないのかなというように思は、現時点では持ってるところでございます。

以上でございます。

○委員（福田俊一郎） いよいよ第6期の介護保険事業計画が平成27年度から始まるということになりますけれども、2000年度に2,918円で始まったこの保険料が、今回6,100円ということで、倍になってまいりました。

毎年のこの介護の全ての見込み料を計算されて、全体の額が2億ずつ毎年上がっているところです。

そうしたときに、今回は2025年度も見込んで設定をされておりますけれども、平成37年の認定率を見ると、10%、平成20年度と比較すると増加するというところで、どうなることやらという思いがあるんですけれども。今回この見込み料等を積算する中で、一番苦勞されたというところはどこでしょう。

また、増減率、その見込み料の増と減のこの枠組みは何%ぐらい見ておられるのかお尋ねしてみたいと思います。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 先ほど委員が申されましたとおり、平成37年ぐらいに相当な高齢者数等も増加してまいります。

予測でいきますと、介護保険料が1万円を超えるんだろうというような予測もございます。

今回の介護保険制度の改正につきましても、この介護給付の適正化であつたりとか、この介護保

険制度が持続可能であるような形での改正等がなされております。

今後は、介護予防についても力を入れていきたいという部分もあるので、その辺の制度改正がなされたところでございますので。我々といたしましては、介護給付の適正化につきまして努力してまいりたいと考えております。

それと、増減の割合ということですかね……

○委員（福田俊一郎） 質問を変えましょう。大体10%ぐらいずつの割合、増減の割合を見込んで積算をされていると思うんですけども。認定率なんですが、他市と比べると、あるいはほかの全国平均と比べると、うちのこの割合はどれくらいなのでしょう。

今、課長が言われるように、できるだけそういう方向性で進めていかなきゃなりませんけど、以前鹿屋とか霧島と比較したときに、高かったような記憶があるものですから、ここについてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 介護認定申請等がありますけれども、それは適正に申請された分については、ちゃんと介護認定をしているということなんですけれども、他市と比べてみましてといいますか、若干、要支援1の方が多いのかなという程度で、あとは大体国平均、県平均等になっているようでございます。

以上です。

○委員（福田俊一郎） 今回こういう議案を出していただきまして、特に国に先んじてこの段階区分というか、段階を細かく設定していただきました。もう以前からそういう取り組みをしていただいていることは評価をしたいというふうに思います。

○委員長（永山伸一） 意見でありました。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第31号及び議案第32号

○委員長（永山伸一）次に、議案第31号及び議案第32号の議案2件を一括議題とします。

本議案2件については、関連がありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ずつ討論、採決を行います。

それでは、当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） それでは、議案第31号薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第32号薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

内容につきましては、議案つづりその2の31—1ページから32—3ページになります。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明しておりますので省略させていただきます。

制定内容につきましては、議会資料で説明いたします。議会資料の5ページでございます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布により、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの指定基準等の一部の改正に伴いまして、国の基準に従いそれぞれの条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点につきましては、指定基準の緩和や、登録人員・名称の変更等でございます。

改正内容につきましては、6ページから7ページの改正内容のとおりでございます。

以上で、議案第31号薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第32号薩摩川内市指定地域密着

型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一） 橋口課長、改正の内容のところを若干かいつまんで説明、よろしければお願いできませんか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） はい。それでは、5ページのほうをごらんいただきたいと思います。

主な改正点のところでございますけれども、左側が現行でございます。指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げる施設等が併設されている場合ということでなっているんですけれども。ここが、同一敷地内のところってということで、指定基準が緩和されたところであります。「併設されている」というところが、「同一敷地内」という形での指定緩和がされたところでございます。

その下の段ですけれども、登録人員のところですが、25人というところで人数の変更。29人という形になったところでございます。

あと、名称の変更ですけれども、「複合型サービス」ということですが、「看護小規模多機能型居宅介護」という形で、ここの名称の変更でございます。

あと、その下のほう、この条文が追加されたところでございます。今まで、その数が「1又は2」となっていたものが、「一の事業所における共同生活居宅の数を3とすることができる」ということで、拡充が図られたところであります。

次のページがサテライトのところ、7ページの下のほう見ていただくと、（6）のところに書いてございますけれども、サテライト型の地域密着型、本体施設として認められる対象につきまして、現行の「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」に加えまして、「指定地域密着型介護老人福祉施設」等を追加するという形での改正がなされたところでございます。

以上のようなところが主な内容でございます。

○委員長（永山伸一） ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠） 参考までに、これに該当する施設というのは、薩摩川内市は幾つぐらいに該当するんですか。

○介護指導グループ長（白江 剛） 薩摩川内市には現在、地域密着型として4種類のサービスがございまして、認知症対応型通所介護事業所が10事業所、小規模多機能型居宅介護事業所が7事業所、認知症高齢者グループホームが18事業所、地域密着型介護老人福祉施設が6事業所ございまして、この全て合計41事業所に関連が生じます。

以上です。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

まず、議案第31号薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（永山伸一） 次に、審査を一時中止しておりました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） それでは、平成27年度当初予算概要に基づきまして御説明をさせていただきますと思います。

56ページをお開きいただきたいと思います。

56ページの中ほどでございます。本日も新規事業、あるいは主な事業、改正した部分を説明させていただきますと思います。

まず、権利擁護センター事業でございますが、これにつきましては、本年度は社協のほうに成年後見の普及啓発を図る事業ということで委託をしておりますが、社会福祉協議会のほうが法人後見のできるように定款を改正されたことから、法人後見事業、それと福祉サービス利用支援事業、それと成年後見制度の普及啓発事業、これを一体的に行う権利擁護センターを設立されたところでございます。

そのようなことから、平成27年度におきましては、権利擁護センター事業という形で補助を流していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、飛んで58ページでございます。

58ページの上段、高齢者訪問給食サービス事業。これも社協に関連する部分でございますが、入来・祁答院地域につきましては、現在社会福祉協議会のほうで委託をかけておりましたが、社会福祉協議会のほうも職員の退職等がございました。

そのようなこと等から、今回、祁答院・入来地域については、民間のほうに委託をかけていきたいということで募集を行い、手が挙がったことから変更をいたしております。

次に、61ページ上段でございますが、地域介護・福祉空間整備等事業関係でございますが、第6期の介護保険事業計画の改正の中で施設整備のことを申し上げましたが、認知症グループホーム等につきまして、地域介護・福祉空間整備等事業の交付金を利用しながら施設整備に取り組みたいとするものでございます。これにつきましては、9床のグループホームの18床化、それと介護療養病床からの転換分の計上をさせていただいております。医療病床につきましては、県の予算の中で計上するという形でございます。

次に、63ページの中ほどでございますが、在宅医療支援センター委託事業ということで、地域包括ケアの中心的な役割を担うことになります在宅の医療と介護の連携を図るためのセンター事業ということで、医師会のほうが本年の4月に開所ということで現在準備を進められております。それらに基づく委託事業を今回計上したものでございます。

それと、その下でございます。認知症初期集中支援事業。これは本年度はモデル事業として実施しておりますが、これを本格化するというところで、平成27年度当初予算の中で初期集中支援チームを各圏域ごとに配置しながら、早期対応、早期診断の支援体制を進めていこうとするものでございます。

次に、64ページでございます。64ページの上段、認知症地域支援推進員設置事業ということで、新規でございますが、医療と介護との連携、あるいは地域の実情に応じた認知症の方々、その家族を支援する事業。特に本年度家族の会も設立したところでございまして、それらを中心に家族介護支援まで進めていこうとするものでございます。

以上、簡単ではございましたが、高齢・介護福祉課の予算の概要でございました。

この後、課長のほうで詳細について説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（永山伸一）引き続き、当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、説明をさせていただきたいと思います。

事業内容につきましては、予算調書により説明をいたしますので、予算調書の140ページをお

開きいただきたいと思います。

事項、社会福祉管理運営費につきましては、先ほど部長が説明いたしましたとおり、本事業の展開について市で支援するもので、平成27年度、社会福祉協議会に委託して、補助金を出して、一体的に支援をしていきたいということで考えているところでございます。

下の段をごらんいただきたいと思います。事項、老人福祉管理運営費につきましては、高齢者福祉事務にかかります経費で、一般職員7名分の給与費、共済費のほか、敬老金等支給事業、高齢者クラブ連合会補助金などを計上しております。

141ページをごらんいただきたいと思います。上の段でございます。事項、老人福祉施設管理費につきましては、高齢者福祉施設の電気、消防用設備、浄化槽などの保守点検業務、管理代行委託など、施設の維持管理に必要な経費のほか、小倉老人憩いの家の譲渡にかかります自治会への交付金を計上しております。この小倉老人憩いの家につきましては、昭和60年ごろに建てられた建物でございまして、今後地元への譲渡ということで協議を進めていきたいということで考えているところでございます。

下の段、事項、高齢者生活支援事業費につきましては、高齢者訪問給食サービス等事業、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業など、在宅の要援護高齢者の生活支援を目的とした経費を計上しているところでございます。

142ページをお開きください。上の段でございます。事項、在宅介護者支援事業につきましては、寝たきりの高齢者などを在宅で介護している介護者などを支援するための経費を計上しているところです。

下の段をごらんください。事項、老人措置費につきましては、養護老人ホーム入所者の措置費を計上しております。

次に、143ページをごらんください。上の段、事項、介護保険対策費につきましては、介護保険事務事業にかかります業務を行うための経費で、一般職員15人分の給与費、共済費など介護保険事業運営に必要な職員の人件費や、介護保険事業特別会計への繰出金等を計上しております。

下の段をごらんください。事項、地域介護・福祉空間整備等事業費につきましては、地域密着型

サービス施設の施設整備にかかわる交付金を計上しているところでございます。

144ページをお開きいただきたいと思います。事項、養護老人ホーム管理費につきましては、養護老人ホーム甌島敬老園の施設運営に係ります経費で、一般職員3人分の給与費、共済費のほか、管理代行委託料等を計上しております。

次に、下の段をごらんください。事項、特別養護老人ホーム管理費につきましては、特別養護老人ホーム甌島敬老園の施設運営に係る経費で、一般職員3人分の給与費、共済費等を計上しております。

次に、145ページをごらんいただきたいと思います。上の段でございます。事項、介護認定審査費につきましては、介護保険法の規定に基づく、介護認定審査会の審査判定業務及び要介護、要支援認定にかかわります業務を行うための経費を計上するもので、介護認定審査会12合議体の委員60人、介護認定訪問調査業務嘱託員16人の報酬等の人件費のほか、主治医意見書作成手数料、要介護認定支援システム保守料、リース料等を計上しております。

下の段、事項、労働者福祉対策費につきましては、シルバー人材センターに対します補助金を計上しております。

次に歳入について、御説明いたします。

予算調書の32ページをお開きいただきたいと思います。主なものについて御説明申し上げます。13款2項1目民生費負担金9,756万1,000円の主なものは、老人福祉費負担金9,600万円で、養護老人ホーム入所者及び扶養義務者が収入に応じて負担するものでございます。

次に、14款1項2目民生使用料357万1,000円の主なものは、屋内ゲートボール場施設使用料171万円など、施設使用料などでございます。

次に、15款2項2目民生費補助金1億5,018万8,000円は、地域介護・福祉空間整備等交付金で、地域密着型サービス施設の施設整備にかかわります国庫補助金でございます。

次の16款2項2目民生費補助金844万8,000円の主なものは、老人クラブ運営費補助金639万円でございます。

次に、21款3項1目貸付金元利収入150万

円は、特別養護老人ホーム整備資金貸付金収入で、旧里村におきまして、社会福祉法人里福祉会が、平成14年度に整備しました特別養護老人ホーム寿里苑の運営資金として、貸し付けた3,000万円の償還金でございます。

33ページをお開きください。21款5項4目雑入3,774万5,000円の主なものは、甌島敬老園の運営のために社会福祉協議会に派遣しております職員人件費に係る派遣協定の収入などでございます。

新規・拡充及び廃止する事業につきましては、先ほど部長が説明したとおりでございます。

以上で、平成27年度一般会計予算にかかわります高齢・介護福祉課分の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠） ちょっと状況と考え方を。グループホームの関係で、介護計画、基本計画の中でもいろいろ入ってくると思うんですが、3年間のいろんなそういう一つローリングをしながらやっていくんですが。ここで質問しますけど、現在グループホームのそういう転換とか、あるいは増床とか含めて、今薩摩川内市の順番待ちとか、いろんなそういうものを含めて、グループホームにかかわるその施設の状況というか、それはどんな現状にあるのか教えてもらえませんか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） グループホームの施設整備についての要望は、昨年甌島のほうに、こうらく園というのが1施設できました。あと、それを含めて1ユニットのところは5カ所あるんですけども、今度の第6期におきましては4カ所。甌島のこうらく園のところは入所者もまだ少ないことから、残りの4カ所につきましては、この計画の中で先ほど申しましたとおり、2ユニット化をするということで計画しております。

今後施設の整備につきましては、10年後までは高齢者数等もふえてくるんですが、その後は減少の方向等もございますので、その辺も含めながら施設整備については考えていかなければいけないのかなということで考えているところでございます。

以上です。

○市民福祉部長（春田修一）現在の待機者でございますが、本年度の４月１日現在で、もう１００人を超えてる状況等がございます。もう施設が満床で待機している方が１００人を超えるというようなこと等から、今回グループホームの整備を入れたところでございます。

それと、本市の場合は、鹿屋、霧島と比べまして、７５歳以上の、いわゆる後期高齢者という方が多ございます。比率がもう５６％ぐらいでございまして。高齢者に占める割合が。

そういうこと等からしますと、どうしても発生率と申しますか、介護認定の発生率が高くなるというような実態等がございます。

ちなみにことし、初期集中支援チームで７０歳以上の方の介護認定を受けていらっしゃる方をずっと回っているところでございますが、その中でも約１割近くの方が認知を持っていられると、認知の恐れがあるというような結果等が出ておりまして。今後、家族介護の限界を上げていくことも重要なんですが、認知症につきましては、先ほど課長が申しましたように、グループホームの整備等も今後計画的な形で進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（上野一誠）なかなか、これ複雑であって、やっぱり介護保険料とのかかわりも非常に密着してるので、一方ではそういうまた形をとらないかん部分があるんだなと思いながら、ちょっと状況だけは確認させていただきました。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（森永靖子）概要の６４ページですが、この認知症地域支援推進員という人は資格がいるんでしょうか。また、報酬もあるんですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）特に資格の要件はございませんけれども、今、保健師の資格を持った嘱託員を配置をしております。

以上です。

○委員（森永靖子）今毎日のように認知症っていう報道、新聞等が出てきますけども——協議会がいいかな。いいですかね。

○委員長（永山伸一）協議会にしますか。

○委員（森永靖子）はい、済みません。

○委員長（永山伸一）協議会に切りかえます。

～～～～～～～～

午前１０時５２分休憩

～～～～～～～～

午前１０時５６分開議

～～～～～～～～

○委員長（永山伸一）本会議に戻します。

○委員（森永靖子）お願いしたいのは、家族の会とか、いろんなあちこちでこういうのがあったりしますけども、なかなかそういうところに出てきて——このところでありますように、配置してっていうふうにありますけど、そういうところに来て、相談したりってするのもままならない人たちもあるでしょうから。訪問をしていただくとか、その家に行って、いろんな相談を受けたりとか、そういうことがしてもらえたらなというのを感じるところです。

こういう研修を受けたりもしましたけども、私たちも。そこ辺が矛盾がいっぱいあるような気がしますので。家族の会に出てこられてっていうのまではいいんですけど、いろんな職業柄行けなかったりするところもありますので。そのあたりまで気を使ってほしいなというのを思うところです。

○委員長（永山伸一）回答求めますか。じゃ、一応あれば。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）いろいろお気づきの点がある、御心配な点がございまして、地域包括支援センターであったり、在宅介護支援センターであったり、今度平成２７年度から本格稼働いたします、医師会に委託します在宅医療センター、医療と介護をつないでいきましょうということで支援センターもできますので、そういうところにぜひ御相談していただければ、それぞれの職員が訪問させていただいて、御相談に応じたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（福田俊一郎）今回、新規事業で権利擁護センター事業というのを計上されていますけれども。社協に対して、この権利擁護センターに事業補助を行うということなんですが、新規の中で、これ事務事業なのかどうか、業務委託じゃなくて、なぜ補助にされたのかをお尋ねしてみたいと思い

ます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 先ほど、部長のほうでも御説明をしましたがけれども、これまで成年後見制度普及啓発事業ということで、市のほうが社会福祉協議会のほうに委託をしておりました。

これと、今まで社会福祉協議会が金銭管理等を行ってありました福祉サービス利用支援事業。こういう方々も権利擁護のほうにつながっていったりとかってする部分もあります。

そしてまた、社会福祉協議会が新規に行います法人後見事業。

この三つの事業を一体的に進めていただいて、今後金銭管理から権利擁護につながっていくとか、そういう形の一体的な見守りをしていこうということで、その事業に対しまして市のほうで支援をしていくということで、今回新たに計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（福田俊一郎） 社協のほうの事業がふえるわけですがけれども、人はふえないんですね。今ある中での補助事業をするのか、新たに言われる三つの事業をやっていく上で人材確保もされるのかどうか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 人員につきましては、現在の人員でということで、とりあえずは考えております。

成年後見制度の養成講座等も受けられた方なんかも、支援員として業務に当たっていただいておりますので、そういう方々を活用しながら今後進めていきたいということで考えているところです。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（新原春二） 済みません、権利擁護センターの関係につきまして1件お尋ねです。

先日、後見制度シンポジウムがありまして参加をさせていただきました。そのシンポジウムの中で、鹿児島県の中で薩摩川内市が断トツで、この成年後見制度については推進をされてるということで、お褒めがありまして。薩摩川内市のこの後見制度をぜひ県のほうにまた、それに倣って各市

町村がやっていくんだらうっていうような、シンポジウムでお褒めの言葉がありまして。本当に薩摩川内市の後見制度に対しては非常に厚く感謝を申し上げます。

今回、後見制度を含めて、それを包括をする支援センターができたということについては、先ほど課長から話がありましたように、非常に市民にとってすばらしいセンターが設立されたんだなあということを感じましたので、ぜひこれについてはもっと宣伝のほうを大いにやっていただきたいなという、まず一つ要望と。

もう一つは、講習を受けられた方が24名いらっしゃるということで、全部に参加をされるというのはなかなか難しいでしょうけれども、受講された方は、何かしたいなという希望を持ってらっしゃるようで、なかなか声がかからないというのも、話にちょこっと聞きました。

そこら辺で、講習を終えた方々のグループ化といますかね。それと、研修はされていくんでしょうけれども、そういったものを早急にされて、どういうふうに支援をしていただくかちゅうことについて、統一的な見解を講習をやられた方々にお伝えしていただけたら。やる気満々の、研修終了の方々です。ぜひそこら辺の統一的な見解を示していただきたいというふうに思います。どのようにされるかちょっと見解を。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 養成講座等の講習を受けられた方々なんかにつきましては、先ほど申しました金銭管理とか、そういう形で支援をいただいたりとかしております。

今度その権利擁護センターができましたので、一体的な形で、今後研修も含めながら——なかなかその講習を受けられても、すぐ後見人に選任されるという形にはならないので、意欲が衰えるというのは変なのかもしれませんが、今後、随時研修等も重ねながらつなげていきたいなということで考えております。

また、先ほど委員のほうが言っていただきましたけれども、この権利擁護センターができたことにつきましては、市民の皆様方に広く知っていただくためにPR活動をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（新原春二） ぜひそうしていただきたい

んですけども。講習の受講をもう終了された方を登録制にするとか、あるいはもう全体を包括するとか。そこら辺の制度をきちんとされたらどうかと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 養成講座を受講された方につきましては、登録をされておりますので、権利擁護のほうが選任されるようであれば、その方々が選任される形となるかと思うんですけども、登録制度については、一体的に市のほうでも管理をしながらしていきたいと考えております。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。
ここで、議案第39号に係る審査を一時中止します。

△議案第51号 平成27年度薩摩川内市
介護保険事業特別会計予算

○委員長（永山伸一） 次に、議案第51号平成27年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算を議題とします。

補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） それでは、議案第51号平成27年度薩摩川内市介護保険事業特別会計について、説明をさせていただきます。

予算に関する説明書は392ページから427ページ、予算調書につきましては337ページから365ページになりますけれども、説明は、市民福祉委員会資料、別冊の2を使いまして説明をさせていただきたいと思います。

資料の12ページをお開きいただきたいと思います。まず最初に、歳出のほうからでございます。

1款1項1目居宅介護サービス費では、説明欄に記載の、各種居宅サービス給付費を計上しておりますのでございます。

次の同項2目施設介護サービス費では、介護保険3施設と言われます特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の施設介護サービスにかかります給付費でございます。

次の同款3項1目審査支払手数料は、保険給付費の審査支払事務にかかります経費で、国保連合会に支払うものでございます。

次の同款4項4目高額介護サービス等費は、介

護サービスの利用者負担が高額となった場合に、利用者負担の軽減を図るものでございます。

次の同款5項7目特定入所者介護サービス等費は、所得の低い要支援・要介護者にとって、保険給付対象外となります食費及び居住費の負担が過重とならないよう、また、要介護認定の申請前に、緊急その他やむを得ない理由により、介護サービスまたは介護予防サービスを受けた場合に補足給付をするものでございます。

次の同款6項1目介護予防サービス費は、要支援1・2の認定者にかかります介護予防サービス給付費等でございます。

次の同款7項3目高額医療合算介護サービス等費は、前年8月から本年7月までの1年間におきまして、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になった場合の利用者負担を軽減するものでございます。

次に、13ページをごらんください。

3款1項介護予防事業費につきましては、これまで主に市民健康課が所管しておりましたが、新たな仕組みづくりを構築する必要がありますことから、平成27年度から、高齢・介護福祉課で所管することとしております。

まず、4目一次予防事業費は、高齢者が自発的に介護予防に取り組むための普及・啓発事業や、介護予防元気度アップ事業にかかります経費で、介護予防業務嘱託員3人にかかわる経費や、委託料に記載してありますとおり、介護予防の各事業にかかわる経費を計上しております。

次の5目二次予防事業費は、要支援・要介護になる恐れが高い高齢者を対象に実施する事業の需用費や、その対象者を判断するための、医師委託料にかかります経費が主なものでございます。

次の3款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は、一般職員3人分の給与費、共済費のほか、地域包括支援システムにかかります経費が主なものでございます。

次の同項2目総合相談事業費は、介護相談業務嘱託員1名の人件費のほか、地域包括支援センターのランチ機能を担う在宅介護支援センター12カ所への総合相談業務委託料が主なものでございます。

14ページをごらんください。同項5目任意事業費は、介護給付費適正化業務嘱託員2名及び認

知症地域支援業務嘱託員1名の人件費のほか、在宅医療支援センター運営委託料等にかかわる経費を計上しております。

次の同項6目地域包括支援センター運営協議会費は、センターの円滑かつ適正な運営並びに公正及び中立の確保について調査・協議をするために設置されました協議会にかかわります経費を計上しております。

次の、同項7目包括的支援事業一般管理費は、地域包括ケア体制推進コーディネーター嘱託員1名の人件費のほか、社会福祉協議会への地域包括支援センター業務委託料等を計上しております。

次の4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、介護給付費準備基金から生ずる利子相当分を計上しております。

次の6款1項償還金及び還付加算金は、過年度分の第1号被保険者保険料の還付に要する経費や、国庫支出金等の清算返納金等を計上をいたしております。

続きまして、歳入について説明させていただきます。資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

1款保険料は、第1号被保険者の保険料に係る分でございます。平成26年度賦課実績から推計し、計上をしております。

次の3款使用料及び手数料は、督促手数料でございます。

次の4款国庫支出金は、介護給付費に係る国の法定分と調整交付金、地域支援事業に係る国の交付金を計上をいたしております。

次の5款支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業にかかわります2号被保険者の負担分として支払基金から交付されるものでございます。

次の6款県支出金は、介護給付費に係る県の法定負担分と、地域支援事業に係る交付金でございます。

次の7款財産収入は、介護給付費準備基金の利子相当額でございます。

9款1項1目一般会計繰入金は、介護給付費にかかわる市の法定分と、地域支援事業に係る介護予防事業及び包括的支援事業・任意事業の市の負担分でございます。

次の同款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、

介護給付費に財源不足が見込めるため、介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

次の10款繰越金は、前年度の繰越金でございます。

次の12款諸収入の4項3目雑入で、423万7,000円を計上しておりますけれども、これは、外部委託した地域包括支援センターが使用する地域包括支援システムの使用料相当額を負担金として徴収するものでございます。

次に、平成27年度の新規事業について説明させていただきますので、9ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど若干触れましたけれども、1の在宅医療支援センター運営委託事業につきましては、地域包括ケアシステムの構築に向けて、医師や医療機関、介護事業所などが連携をし、できる限り、住み慣れた地域で必要な医療や介護サービスを受けつつ、安心して生活できるように支援するもので、平成26年度に準備室を設置いたしまして、平成27年度から本格稼働するものでございます。

事業の内容につきましては記載のとおりでございます。委託先は川内市医師会でございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。先ほど部長のほうでも説明いたしましたけれども、継続ではございますけれども、認知症施策推進事業につきまして掲載させていただきました。

(1)の初期集中支援推進事業について、平成26年度から国のモデル事業として、先ほども部長のほうで申しましたけれども、実施しているもので、目的・事業内容は記載のとおりであり、昨年8月から、要介護認定を受けていない70歳以上の高齢者宅を、在宅介護支援センター及び包括支援センターの職員などが訪問をさせていただいて、日常生活における困り事などを調査をいたしまして、認知症の早期診断・早期対応の支援を行っているところで、1月末ぐらいまでの実績でございますけれども、1,650名ほどの方を訪問をさせていただいたところでございます。

(2)の認知症地域支援推進員設置事業につきましては、平成25年度から嘱託員1名を配置いたしまして、記載の事業等を行っておりまして、また、昨年12月には家族介護者の会を設立をいたしまして、認知症の人やその家族を支援することとしているところでございます。

以上で、平成27年度介護保険事業特別会計についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）先ほど課長のほうで説明をされた、この初期集中支援推進事業の中で、1,650人を訪問されたとありましたけれども。在宅介護支援事業者と地域包括支援センターとの連携でやっておられるということで、どういうふうに具体的には訪問先等を決め、割り振りを決めてやって推進しておられるのかをお尋ねしておきたいと思います。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）在宅介護支援センターと、それぞれの地域の持ち場のところがございますので、認定を受けてらっしゃらない70歳以上の方々のところを抽出いたしまして、それぞれで訪問をさせていただいているところでございます。

現在は行きやすいところっていいですか、そういうところを抽出しながら。あと相談があったところに行ったりとか。そういうところでしているようでございまして、対象の方々が1万6,000人程度いらっしゃるって、現在は回ったところが1,600ですので、約1割。もうちょっとスピードアップをしないといけない部分もあるのかもしれませんが。先ほど約1,650名と申しましたが、1,645名ほど1月末で回りました。

その中でいろいろ聞き取りをさせていただいて。今DASCという調査項目等があるんですけども、そういうのに31点以上あればちょっと認知症の疑いがあるのかなと言われる方々なんですけれども、その方々が119名ほど。その後、初期集中支援チームに該当するような方々等が13名ほど中にはいらっしゃるようで、早期診断、早期治療等につなげていくということではございます。

以上です。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（橋口博文）認知症施策推進事業のこの手続は、民生委員にお願いして、民生委員から連

絡をせにやいかんとか。あるいは自治会長がせないかんとか。あるいは個人的に申し込めば、その審査を受けることができるのか。この進め方。初めて手続をして審査をしてもらう——継続事業としてあるが。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）民生委員さんであったり、健やか支援アドバイザーさんであったり、そういう方で気になる方がいらっしゃれば、在宅介護支援センターであったり、包括支援センターであったり、我々高齢・介護福祉課であったり、相談していただいても結構ですし、あとこちらのほうから独自で調査も回っておりますので、手続といいますか、もう連絡をいただければ調査にまたお伺いしたいと考えているところでございます。

○委員（橋口博文）個人的に言うても、課長に連絡しても、進めてもらうことはできるんですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（森満 晃）平成27年の新規事業として、この在宅医療支援センターの動きとしまして、その在宅医療ということで、いわゆる家族介護だとか在宅介護を、国として、自治体として、今後進めていく方向性なのかなと思うんですけど。そういう中で、いわゆるそういうグループホームだとか、そういう施設、これまで担当してこられた職員だとか、そういったところの職員の方々の今後の仕事の量的なものが少なくなっていくのになって。そういう部分というのはないんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）今まで携わってこられた方々の仕事の部分が少なくなるとはちょっと考えにくいところなんですけど。今回その在宅支援センターを設立するのは、施設から自宅に帰られたときに、医療と介護をつなげながら、自宅でも安心して暮らせるような形の連携を図っていこう——医療と介護の部分、そういう形の支援をしていこうということで、今回医師会のほうに設立をして。医療機関から退院される場合に、どういう支援が地域では必要なのか。自分たちがどういう支援ができるのか。また、周りの事業者はどういう支援をしたほうがいいのかとかいうことを一体的に連携を図っていくということで設置をしたところでございます。

以上です。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。ほかに
ございませんか。

○委員（森永靖子） 済みません、一般質問でも
しましたが。この介護予防ボランティアがいよいよ
ポイントを引きかえる時期に来て。何も苦
情でも何でもなく、皆さん喜んで待っておられる、
変えられるって喜んで待っておられるということ
のようです。質問を聞かれた人たちから、い
ろいろ、こんな紙にぐちゃぐちゃになって書いて
渡されたんですが。やはり持ってこられたときに、
細かい作業で本当にきちんとしたポイントが押さ
れてるかとかチェックしなきゃならない部分も出
てくるでしょうし。また次の新しいカードにまた
こう押したりって、あそこの2階のあのあたりが
大混乱にならないのかなっていう、市民の方が心
配されてのお話で。紙に書いて渡されたのが、地
域を決めてされたほうがいいんじゃないのかなっ
て。あのあたりがすごく並んだりされないのかな
って。まあ余計なことかもしれないけど、心配さ
れたりしておられるようでした。

やはり社協からこの役所のほうに事業が変わっ
てのあれでしょうから、社協のほうのお手伝いを
もらいながらも混乱にならないような形で皆さん
が喜んで、その券にもらっていけるわけです
ので、スムーズにいくような、何かそういうこと
を考えておられるのかなと思うんですが。

○委員長（永山伸一） 利用券交付に対してあり
ますか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 券の交付、
あとポイント転換券の交付につきまして、高齢・
介護福祉課の窓口ではなくて、特設会場をとい
いますか、会計課の窓口あたりのところに特設会場
を設けて、臨時職員等を配置しながら ― 申しわ
けございません。済みません。6階の会議室を借
りて会場を設けて、臨時職員等を配置し、対応し
てまいりたいと思います。

また、これまで転換券の交換につきましては
5月とかだったんですけども、今回は4月から
12月までの期間を設けて、利用転換券の交換が
できるような形で、期間もちょっと大幅に広げた
形で対応してまいりたいと思っております。

また、実績報告等もいただきながら、ポイント
を適正に押されているのかどうかも確認してとい
う形で行いたいと考えておりますので、よろしく

お願いしたいと思います。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。ほかに
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。
これより、討論、採決を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。
これより採決を行います。
本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 御異議ないと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと
決定しました。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一） 次に、所管事務調査に入
ります。

補足説明があればお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） それでは、
高齢・介護福祉課の所管事務について説明をさせ
ていただきたいと思います。

市民福祉委員会資料本編の34ページをお開き
いただきたいと思います。指定管理者管理運営評
価について御報告をさせていただきたいと思いま
す。

まず、鹿島生活支援ハウスの評価結果でござい
ます。指定管理者は、社会福祉法人薩摩川内市社
会福祉協議会で、指定期間は、平成23年4月
1日から平成28年3月31日まででござい
ます。昨年11月11日に評価委員会を開催し、総合評
価の結果、おおむね適正であるとの評価をいただ
いたところでございます。

36ページをお開きいただきたいと思います。

特別養護老人ホーム鹿島園の評価結果について
報告いたします。指定管理者は、社会福祉法人薩
摩川内市社会福祉協議会で、指定期間は、平成
23年4月1日から平成28年3月31日までで
ございます。

同じく、昨年１１月１１日に評価委員会を開催し、総合評価の結果、すぐれているとの評価をいただいたところでございます。

３８ページをごらんいただきたいと思います。里生活支援ハウスの評価結果についてでございます。指定管理者は、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会で、指定期間は、平成２３年４月１日から平成２８年３月３１日まででございます。昨年１１月１０日に評価委員会を開催し、総合評価の結果、おおむね適正であるとの評価を受けております。

４０ページをごらんいただきたいと思います。

甌島敬老園の評価結果についてでございます。養護老人ホームと特別養護老人ホーム、それにデイサービスセンターの３施設を一体的に評価しております。指定管理者は、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会で、指定期間は、平成２３年４月１日から平成２８年３月３１日まででございます。昨年１１月１１日に評価委員会を開催し、総合評価の結果、おおむね適正であるとの評価を受けておるところでございます。

４２ページをごらんいただきたいと思います。樋脇もくもくふれあい館の評価結果についてでございます。指定管理者は、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会で、指定期間は、平成２３年４月１日から平成２８年３月３１日まででございます。昨年１１月５日に評価委員会を開催し、総合評価の結果、おおむね適正であるとの評価を受けております。

続きまして、４４ページでございます。ふれあいドームの評価結果について報告いたします。指定管理者は、特定非営利活動法人川内スポーツクラブ０１で、指定期間は、平成２４年４月１日から平成２８年３月３１日まででございます。昨年１１月６日に評価委員会を開催し、総合評価の結果、すぐれているとの評価をいただいております。

４６ページをお開きください。入来高齢者福祉センターの評価結果についてでございます。指定管理者は、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会で、指定期間は、平成２３年４月１日から平成２８年３月３１日まででございます。昨年１１月５日に評価委員会を開催し、総合評価の結果、おおむね適正であるとの評価を受けております。なお、下のほうに、総合コメントのところに書いて

あると思いますけれども、当該施設につきましては、施設の老朽化等に伴いまして、今後、閉鎖の方向で協議をしてみたいと考えているところでございます。この施設につきましては、昭和４６年に建設で、４４年ほど経過をしております。今後、閉鎖の方向で、地元との協議等も含めながら検討をしてみたいと考えているところでございます。

以上で、高齢・介護福祉課の所管事務につきまして説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠）地元のことが出てるから一応。指定管理の入来高齢者センターなんです。先ほどの老人給食の関係を民間に委託をする、それも大きくかかわってるのかなと。施設のそういう、これを見越した形で民間譲渡をしていくという、民間に委託をするという流れがあるんだと思うんですが。仮にここが閉鎖をしていくとなると、かなり利便性の高い施設なので、老朽化というだけで閉めていくという、一つの施設の統廃合の中の指針にそういう形もうたってあるんだけど。これがなくなったとする。今後の問題もあるんだろうけど、この機能がなくなることで、いわば福祉協議会は本庁のほうに当然統廃合するのかなと。あの流れが。そこのあたりはどんなふう to 今後なりますか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）社会福祉協議会が今その施設には指定管理として事務所も入っていただいているんですけども、その入来の支所につきましては、入来町内の施設で移転をしていただくということで、今のところ考えているところでございます。

市の行政庁舎、入来支所のほうもスペース等もございまして、そこ辺も含めながら検討していきたいと考えているところでございます。

あと、地元のほうからもちよっと要望等もございまして、１００名以上等で宴会ができるところがなかなかないというような話もございました。その辺も今後、他の施設等も利用を考えながら、そこ辺は進めていきたいと考えております。

あと近くにも新しい温泉施設ができております

ので、そちらのほうの利用もぜひ促進をしていた
だけばなと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（上野一誠） この施設が持つてる役割は、
できるだけ地域に残してもらって。そして同等の
やっぱり活動というか、同等の事業が運営できる
ようにしてもらうためには、今言われたように、
仮にどこに移るのかというのは、今、入来支所等
をお考えのようですけど。そういうことがしっか
りと、仮にこれが老朽化で使えないという形であ
れば、いろいろ機能が十分果たせる形はまずとっ
てもらいたいというのが1件要望です。

それと、おっしゃるように、今ほとんどあそこ
を使うのは、やっぱり花見とか、総会とか、そし
ていろんな地域に十分使えるので。機能の話でし
たけど、今度は文化センターのところしかないと思
うんですね。あるいは入来会館。そこしかない
とすると、いろんな形で、文化課が、100名以
上であればそういう行為は認めるけど、それを以
下だったら認めんとか、何かそんなような話もち
よっと聞こえてきたので。そういう捉え方ではや
っぱりいかなので、十分そこはお互い行政間の中
で機能ができる形を。仮に文化センターの別館を
使うというふうになるとすれば、十分そういう形
がとれるような形をとってもらわんと地域が困る
わけですね。

施設がもうなくなるということになると、非常
にそういうことも地域は懸念してるから。そこは
十分なくなることによって住民がどう影響を受け
るかということであれ、我々は知らんじゃなくて、
行政間の中でしっかりと、やっぱりそういうこと
が機能できるように対応はしていただきたいとい
うふうに思います。

温泉施設は今度仕上がってくるので、そこは十
分生かされていくと思うし。ただ、あそこは宿泊
施設があったので、それだけに、それがなくなっ
てくるので地域にとっても影響は大きいというこ
とが言えると思うので。十分そのことは行政間
の中で連携をとってもらいたいと要望したいと思
います。

○市民福祉部長（春田修一） 先ほど課長が言っ
たように、地域の方々からもそのような要望が出
されるというようなこと等も報告を受けておりま
すので、できるだけ地域の意に沿ったような形で、

対応できる部分、行政間の部分については、意に
沿った形で対応できるような形で協議を進めてい
きたいというふうに考えているところでございま
す。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。
御苦労さまでした。

△保護課の審査

○委員長（永山伸一） それでは、次に、保護課
の審査に入ります。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市 一般会計予算

○委員長（永山伸一） 先ほど審査を一時中止し
ておりました議案第39号平成27年度薩摩川内
市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） それでは、保護課
の概要の説明をさせていただきたいと思います。

予算概要の65ページの上段のその下でござい
ます。

保護課におきましては、保護世帯数はほぼ変動
のない状況で進んでおりまして、生活保護費が前
年度の実績見込み等を勘案しながら積み上げ方式
で算定した結果、前年度当初予算と比較して
1,158万7,000円の減で計上させていただ
いております。

次に、2段目でございます。生活困窮者自立支
援事業でございます。これにつきましては、本年
度4月から新たな事業という形で保護課のほうで
担うことにいたしておりまして、それらに係りま
す必須事業及び任意事業等につきまして、今回新
たに予算に計上させていただいたところでござい
ます。

以上で、保護課の当初予算概要の説明を終わら
せていただきますが、この後、詳細につきまして
課長のほうから説明をさせていただきたいと思い
ます。

○委員長（永山伸一）じゃ、引き続き補足説明を求めます。

○保護課長（小原雅彦）保護課の予算につきまして、詳細内容について御説明を申し上げます。

まず、歳出について説明いたしますので、調書の146ページをお開きください。

事項、行旅病人等取扱事務費は、県からの委託業務で、行旅病人等の取り扱いに係る県委託業務で、事業費は107万8,000円です。経費の主な内容は、行旅病人が死亡し、身元がわからず引き取り手がない場合の葬儀に係る委託料と医療費であります。

次に、事項、生活困窮者自立支援事業費は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住宅確保給付事業、就労準備支援事業、学習支援事業などに係る経費で、事業費は2,706万3,000円です。経費の主な内容は、生活困窮に係る相談に際し、相談・助言などを行う相談支援員3人分の嘱託員の雇用に要する経費のほか、貧困の連鎖防止のため、子育て世帯に対し進路相談や子育て相談・助言などを行う就学・子育て支援員一人分の嘱託員の雇用に要する経費、及び自立相談支援事業のうち訪問相談支援・プランの策定、そういったものの業務委託等に要する経費などです。

次に、予算調書147ページをお開きください。事項、生活保護管理運営費は、生活保護法の施行事務に係る経費で、事業費は1億3,216万8,000円です。経費の主なものは、被保護者の医療に係る要否意見書の審査を行う福祉事務所嘱託医二人分の報酬、職員16人分の人件費、社会保険診療報酬支払い基金への医療審査支払手数料、生活保護システム保守委託料や、職員の社会福祉主事資格取得のための一人分の認定講習会負担金などです。

事項、生活保護適正実施推進事業費は、生活保護業務の適正実施に要する経費で、事業費は1,335万8,000円です。経費の主なものは、生活保護に係る相談などを行う面接相談員二人、診療報酬明細書点検業務嘱託員一人、年金調査員一人、医療扶助に関する分析、重複受診調査などを行う医療扶助相談・指導員一人、犯罪履歴のある者などに同席対応などを行う適正保護推進員一人分、計6人分の嘱託員の雇用に要する経費など

であります。

次に、事項、被保護者就労支援事業費は、被保護者の就労支援指導助言等に係る経費で、事業費は199万9,000円です。経費の主なものは、稼働年齢層にある被保護者の就労支援を図るための就労支援員一人分の嘱託員の雇用に要する経費です。

次に、事項、生活保護費は、生活保護扶助に係る経費で、事業費は16億2,400万円です。経費の主なものは、被保護者に係る生活扶助、医療扶助に要する経費、これだけで全体の約9割を占めております。

現在の保護世帯数ですが、2月末現在で766世帯となっており、ほぼ横ばい傾向にあります。

続きまして、歳入について、主なものを御説明申し上げます。予算調書の34ページをお開きください。

国庫負担金、民生費負担金、予算額12億3,565万1,000円は、生活保護費負担金として、被保護者就労支援事業と生活保護の扶助費に要する経費に、次の生活困窮者自立支援事業費負担金として同事業に要する経費で、国から4分の3の負担分を受け入れるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（中島由美子）就労支援員が入り、就労に対する相談とか支援とかをしていくわけですが、本市のこの生活保護世帯の中で、就労ができる可能性のあるというか、そういう年齢とかあると思うんですけど。何人ぐらい、どのくらい考えておられるのか。また、そういう方々を引き受けてくださるような事業主とかそういうものを見つけておられるのか。そのあたり、ちょっと教えてください。

○保護課長（小原雅彦）生活保護者の就労に関する部分で、今、就労員が2月末現在でかかっている被保護者が88人おります。そのうち25年度で、88人中53人が今、働いている状況であります。ことしの中で約9人が保護を脱却といえますか、保護廃止となりまして、そういう

幾ばくかの成果は出ております。

就労に関しましては、やはり幹旋法の範囲がございしますので、ハローワークが窓口となり、そことの連携で就労につないでいくということになりますが、就労支援員の主な部分でいいますと、本人の職業観であったり、あるいは自己肯定感が喪失する部分であったり、そういったものを喚起しながら、やはりやる気を出して意欲を高めて就労に結びつけていくと。そういう部分でかわりを深く持っていくながら、ハローワークと連携をとりながらやっておるというような現状であります。

事業所は、やはり幹旋法の関係で、窓口がハローワークになっておりますので、直接事業主とのかわりを就労支援が持つということとはございません。

○委員（中島由美子）大変根気が要ることかなと思うんですが、大分脱却できる方も出てくるというのは、やっぱりすぐ市にとってもいいことなのだと思うし、本人さんにとっても自立していくということはやっぱり自分で生活できるというのは喜びじゃないのかなと思うので、本当大変かとは思いますが、しっかりまた頑張ってくださいと思います。

以上です。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、議案第39号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。当局からの説明がありますか。

○保護課長（小原雅彦）ございません。

○委員長（永山伸一）では、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員からの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

再開はおおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時47分休憩

~~~~~

午後 0時59分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △子育て支援課の審査

○委員長（永山伸一）子育て支援課の審査に入ります。

△議案第33号 薩摩川内市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について

○委員長（永山伸一）まず、議案第33号薩摩川内市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）子育て支援課です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議案つづりその2、33—1ページをお開きください。

議案第33号薩摩川内市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定についてを御説明いたします。

提案理由につきましては、本市の保育所における保育について、児童福祉法に基づき、保育に欠ける要件を条例で定めて現在実施しておりますが、子ども・子育て支援法の制定及び国の法律改正等に伴いまして、本市条例ではなく、子ども・子育て支援法施行規則で定める事由により必要な児童について実施することとされたため、当該条例を廃止しようとするものであります。

以上で、議案第33号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたけれども、これより、質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。  
これより、討論、採決を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。  
これより採決を行います。  
本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第34号 薩摩川内市へき地保育所  
条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（永山伸一）次に、議案第34号薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。補足説明をお願いします。

○子育て支援課長（知識伸一）議案つづりは、次の34—1ページをお開きください。議案第34号薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

提案理由につきましては、子ども・子育て支援法の公布施行に伴い、薩摩川内市へき地保育所の保育料の額を改定するほか、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

34—2ページをお開きください。改正する内容といたしまして、1点目、別表区分を記載してある表のとおり改めるものでございますが、これにつきましては、前回12月議会で、市民福祉委員会資料により御説明申し上げました子ども・子育て新制度導入に伴う認可保育所、認定こども園の保育料に準じて改訂するもので、従来、所得税額に応じて保育料を決定していたものを、市民税所得割額に応じ決定するものに改めるものであります。

なお、保育料額は、へき地保育所は給食がないため、認可保育所、認定こども園の保育料の65%で設定してございます。また、階層5及び階層6は、一つの階層であったものを、保育料の

上昇を抑えるため、二つに分けたものでございます。また、9階層は、認可保育所、認定こども園の保育料に準じて追加するものでございます。

2点目、文言等の整備及び追加を行っております。

以上で、議案第34号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（永山伸一）それでは、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。  
これより、討論、採決を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。  
これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議ないと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、同じく予算の概要の65ページからになりますが、これも、新規と拡充の部分のみを中心に説明させていただきます。

あけて66ページの上段でございますが、子ども・子育て支援制度対応補助（連携施設受入事業）という形で、新規に計上させていただいております。これにつきましては、今回の子ども・子育て法によりまして、小規模保育事業も本市の場合、手が挙がってきておりまして。ここで問題なのは、3歳未満児でございますので。小規模保育事業の場合は、3歳児になったときに、連携保育

所があることによって、保護者への安心感と申しますか、そういう部分も確保できるというようなこと等から、単独事業でございますが、予算を計上させていただいたところでございます。

次に、子ども・子育て支援制度対応補助ということで、多子世帯実費負担軽減事業でございます。これも新規事業でございます。これにつきましても単独事業でございますが、1号認定の多子世帯の部分につきましては、幼稚園でございますが、幼稚園の部分については、給食費が保育料の中に入っておりません。そのような関係がございまして、第2子、第3子になりますと、認定保育所と比べまして負担が大きくなるため、これらの統一を図ろうとしようとするものでございます。

次に、68ページをお開きいただきたいと思えます。68ページの中ほどでございますが、子育て世帯臨時特例給付金給付事業。これも、障害・社会福祉課のところで、若干、ふれさせていただきましたが、消費税の10%が1年半延期されたというふうなこと等に伴いまして、1年間で終わる予定の給付金を27年度、28年度まで給付しようとするものでございまして、今回は、対象児童一人につき3,000円というようなこと等でございます。1万5,200人程度を見込んでおります。

次に、その下、幼稚園就園奨励事業でございますが、今回の子ども・子育て法におきまして、施設型給付を受ける幼稚園と施設型給付を受けない従来の私学助成を受ける保育園がございまして。そのようなこと等で、本市の場合は、今まで教育委員会が担っておりました部分を、子育て支援課のほうで一元的に、窓口を一本化しようというふうなこと等で。今まで、教育委員会で組んでいた部分を子育て支援課のほうに移した部分でございまして。

次に、69ページでございますが、中ほど、放課後児童健全育成事業で、これは拡充でございまして、現在、17クラブでございまして、今、手打、入来、永利ということで、3クラブが新たに設置したいということで挙がってきております。そのようなこと等から3クラブを含めました予算を計上させていただいているところでございます。

次に、70ページでございます。中ほどの部分です。放課後児童クラブ開所時間支援事業という

ことで、これにつきましても新たな事業でございまして。18時半を超えても、延長して放課後児童クラブを開所する施設につきまして支援をしていこうとするものでございまして、現在、9クラブが手が挙がっておりまして、その部分を予算計上させていただきました。

それと、その下、放課後子ども環境整備事業ということでは、2カ所の放課後児童クラブの整備を予算化させていただいております。

次に、71ページの上段でございます。保育所運営費。これにつきましては拡充でございます。本市の場合も、今回の一般質問でも出ておりますが、待機児童対策というのが非常に大きな課題になっておりまして、今回、認定こども園、そして、小規模保育事業所4カ所、それと、事業所内保育所2カ所というような形で、新たに、施設がふえております。トータルで、昨年と比べまして、147人分の待機児童確保対策を行ったところでございまして、その関係で扶助費等が、昨年と比べまして、かなりの増額になっているところでございます。

以上が、子育て支援課の主な事業の概要でございまして、この後、詳細につきましては、課長のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

**○委員長（永山伸一）** じゃ、引き続き、当局の補足説明を求めます。

**○子育て支援課長（知識伸一）** それでは、平成27年薩摩川内市一般会計予算中、子育て支援課分について、まず、歳出から御説明申し上げます。

予算調書の149ページをお開きください。事項、児童福祉管理運営費は、児童福祉法の施行と子ども・子育て支援法第59条に定められた子ども・子育て家庭等を対象とする事業に係る経費3億4,240万5,000円で、主なものは、右側に記載のとおり、育児支援相談等の行政事務及びファミリーサポートセンター業務に係る嘱託員4人と、子ども・子育て支援会議委員15人の報酬、一般職12人の人件費、病児・病後保育事業、地域子育て支援センター事業委託等のほか、さまざまな保育ニーズに応え、障害児保育、延長保育、一時預かり保育を実施する保育園に対する補助金のほか、国県の補助金でございまして。

このうち、先ほど、部長から説明があったんですが、新規事業が2件ございますので、済ませ

ん、もう一回、説明させていただきます。市民福祉委員会資料の４９ページをお開きください。

平成２７年度から、子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。まず、連携施設受入事業についてでございます。

本市の待機児童は、毎年、発生しております。昨年の４月１日現在で５３名の待機児童が発生しております。このうち、２歳児以下が大半を占めております。これを解消するためには、０歳児から２歳児の保育を行う地域型事業所、小規模事業所の導入が効果的と考えております。ただし、地域型保育事業所では、満２歳児までしか保育ができないため、３歳となったときの連携保育所が必要となってまいります。

課題といたしまして、定員を超えた保育を実施している保育所等があり、連携施設に難色を示す園が多い。満３歳以上の受け入れ先の確保が困難ということが挙げられます。

方法、手段といたしまして、地域型保育事業の連携施設となる認定こども園、私立幼稚園、認可保育所等に対し、その連携内容に従い、人件費等の補助を実施することで、連携施設の受け入れを促すことと考えております。この補助金は、新制度と本市の保育環境が充足されるまでの期間に限り、補助を行う予定のものでございます。

続きまして、５０ページ、多子世帯実費負担軽減事業についてです。事業の趣旨といたしまして、認定こども園、新制度に移行する私立幼稚園を利用する就学前児童の第２子、第３子以降の実費負担（副食費）を軽減することで、多子世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、給食費の実費負担を軽減することで、私立幼稚園の新制度への移行を促す目的でございます。

期待できる効果といたしまして、保護者の負担軽減により、私立幼稚園の利用促進、将来的な認定こども園への移行の促進等が挙げられます。済みません、５２ページでした。ごめんなさい。

補助基準額といたしまして、第２子の補助上限を月額２，０００円、第３子以降の補助上限を月額４，０００円といたしまして、園に対して補助いたします。

以上、新規事業ですが、この事業は市独自の事業でございます。

それでは、また、予算調書１４９ページに戻つ

ていただき、事項、女性・家庭児童相談費は、児童への虐待や女性へのＤＶ等、家庭内の相談業務に係る経費７９２万８，０００円でございます。主なものは、女性・家庭生活支援相談員３人の報酬、相談システムの保守管理及びＦＭさつませんだいによる広報啓発事業の委託料、県・市家庭相談員連絡協議会等負担金、要保護女子の女性相談センター等への移送費でございます。

次は、１５０ページ、事項、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費は、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、昨年に続き実施する子育て世帯への臨時的な措置として、給付金を支給する事業に要する経費６，１２２万円でございます。経費の主なものは、給付金と電算システムの改修委託料や人件費、郵便料等の事務費でございます。

市民福祉委員会資料の４８ページをお願いいたします。支給対象者は、６月分の特例給付を除く児童手当受給者等でございます。約１万６，０００人の児童が対象で、支給額は一人につき３，０００円で、申請の受付は、６月に行う児童手当現況届と同時にを行います。なお、手当の支給時期につきましては、国の指示によりまして１０月以降を予定しております。

済みません、また、予算調書の１５０ページにお戻りください。事項、幼稚園就園奨励事業費は、平成２７年度から教育委員会から移管される事務で、施設型給付に移行しない私立幼稚園に関する園児の保護者負担軽減に係る経費５，４５８万９，０００円でございます。私立幼稚園のうち、施設型給付を受けない幼稚園の保護者負担の格差解消を図るため、世帯の所得状況に応じ補助するものと、多子世帯の経済的負担軽減のため補助金を交付するものでございます。

あけていただいて、１５１ページ、児童手当福祉費は、中学校終了まで支給される児童手当給付に係る経費１７億４，５１８万５，０００円は、全額児童手当の総額でございます。

事項、児童館費は、放課後児童クラブの管理運営に係る経費１億３，６５１万４，０００円でございます。経費の主なものは、２０クラブの運営に対する放課後児童健全育成事業費補助金と、障害児を受け入れるクラブに対する放課後児童クラブ支援事業補助金で、これらは国県の補助事業でございます。次の放課後児童クラブ施設整備補助



金（債務負担行為分）は、育英児童クラブのプレハブ賃貸に係る補助でございます。次の児童クラブ設立支援事業補助金は、新設クラブの開設準備経費に対する補助でございます。児童クラブ活動支援事業補助金は、児童クラブのない地域の児童を受け入れるクラブや民間家屋を賃借しているクラブに対する補助でございます。次の放課後児童クラブ運営費補助金は、児童数の多少による運営活動内容の不均衡の是正を図るもので市の単独事業でございます。次の放課後児童クラブ開所時間支援事業補助金は、新規事業で、予算概要にもありますとおり、保育所等の利用者が小学校就学後も引き続き放課後児童クラブを利用できるように、１８時３０分を超えて事業を実施している場合に対し補助するもので、国の補助事業でございます。最後の補助金は、放課後児童クラブが不足している地域に対し、施設等の設置に係る経費を補助するもので、下甌の児童クラブと永利児童クラブの分でございます。

あけていただきまして、１５２ページ、事項、保育所運営費は、平成２７年度からスタートする子ども・子育て新支援制度の教育、保育施設事業の運営に係る経費及びへき地保育所の運営に係る経費２７億７,７０７万８,０００円でございます。経費の主なものは、へき地保育所関係で、下甌の保育業務嘱託員報酬、里の管理代行委託等、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所等の運営費の扶助費でございます。

事項、母子福祉対策事業費は、ひとり親家庭等に対する援助に係る経費７,９４２万４,０００円で、経費の主なものは、ひとり親家庭等医療費助成に係る医療費集計機関審査手数料、母子寡婦福祉会運営費補助金。そして、母子寡婦家庭自立支援給付金は、就業に必要な能力開発や資格取得を支援するもので、自立のための教育訓練等を受けた母子等に支給するものでございます。また、ひとり親家庭等医療費助成は、母子、父子世帯及び父母のいない子どもを養育している家庭の医療費を助成するものでございます。

あけていただき、１５３ページ、事項、児童扶養手当福祉費は、父母の離婚などのよりひとり親となった父または母、あるいは、これにかわる児童の養育者に対して支給される児童扶養手当給付に係る経費５億１,０００円で、手当総額全額で

ございます。

事項、母子生活支援施設措置費は、ストーカーや暴力、ＤＶ、生活困窮といった問題を抱える母子の生活支援施設への入所措置に要する経費３００万円で、全額扶助費でございます。

あけていただき、１５４ページ、事項、子ども医療費助成費は、中学校終了までの子どもにかかる医療費の自己負担を全額助成する経費３億４,７０３万３,０００円で、経費の主なものは、医療費集計機関等審査手数料と、医療費助成の扶助費、県の補助対象事業分と、中学までを無料にする市単独分、それぞれ記載の金額であります。

以上が歳出でございます。

引き続き、歳入の主なものについて御説明申し上げます。予算調書の３５ページをお開きください。

負担金、民生費負担金４億４,３９４万５,０００円は児童福祉費負担金で、保育所保護者負担金、いわゆる、保育料が主なものでございます。

一つ飛んで、国庫負担金、民生費負担金２５億５,０９４万１,０００円は、児童福祉費負担金で、児童扶養手当、保育所運営費、児童手当等に充てるものでございます。

次の国庫補助金、民生費補助金１億７,６２９万７,０００円は、社会福祉費補助金及び児童福祉費補助金で、子育て世帯臨時特例給付金の給付事業事務費補助金、母子家庭自立支援給付金事業補助金及び地域子ども・子育て支援事業補助金が主でございます。

国庫補助金、教育費補助金１,７００万７,０００円は、幼稚園費補助金で、私立幼稚園の就園奨励費補助金でございます。

あけていただき、３６ページ、県負担金、民生費負担金８億９,２８３万１,０００円は、児童福祉費負担金で、保育所の運営費、児童手当等に充てるものでございます。

次の、県補助金、民生費補助金１億３,８８３万８,０００円は、児童福祉費補助金で、ひとり親家庭医療費助成事業、地域子ども・子育て支援事業補助金が主なものであります。

次の県補助金、衛生費補助金４,７１２万円は、保健衛生費補助金の乳幼児医療費補助金でございます。

以上で、平成27年度薩摩川内市一般会計予算中、子育て支援課分についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたけれども、これより、質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（中島由美子）放課後児童クラブ運営補助事業、市単独なんですけど、これまで、放課後児童クラブは登録人数ではなくて、実績を取って、子どもの実績で補助を出してましたよね。

今回これは、新たに、「登録児童数に応じて」と書いてあるんですけど、プラスで登録数に応じて補助をするんですか。そこをお聞かせください。

○主幹兼保育グループ長（平 利朗）申しわけございません。補助金については、平均利用児童数ということで、現在は、第3水曜日を基準日とした児童クラブの日を年間平均で出した児童数に補助をしております。

基本的には、来年度についても、同様な形で補助をするということで考えているところでございます。

以上です。

○委員（中島由美子）ということは、「登録児童数に応じて」というのは、これは、今までと変わりはしないということですか。

○主幹兼保育グループ長（平 利朗）補助金の算出の仕方が2通りございまして、先ほど言いました登録児童数と、それと、基準日を定めて、その日を基準とした部分で支出をするという方法があるんですけど、本市は、今申し上げたとおり、基準日を設けた中での平均利用児童数で算出して出すということをさせていただきたいというふうに考えているところです。

○委員（中島由美子）それだと今までと変わらなくて。国から来ているはずなんですよ。

予算概要の69ページなんですけど、市単独で、「登録児童数に応じて」と書いてあるもんだから。だから、新たに、少しでもプラスでくださるのかなと思って聞いているんですけども。そこあたりを教えてほしいんですけど。

○主幹兼保育グループ長（平 利朗）登録児童数ということで記載していますけれども、先ほどからちょっと申し上げてますけれども、登録児童数という考え方を、先ほど言いました補助金に

ついては、平均利用児童数ということでの意味で使っておりますので、そのような形で本市については、また、出していきたいというふうに思っております。

○委員長（永山伸一）今聞いているのは、ここに、「登録児童数に応じた運営費の補助を行うもの」ということで出ているから。市の単独で。そのことを、今聞いているんだけど。今の答弁じゃちょっと理解しづらいんですけども。

○主幹兼保育グループ長（平 利朗）登録児童数については、先ほどとちょっと同じになるかもしれないんですけども、平均利用の児童数ということで捉えておりますので、平均児童数ということでの本当の意味にはなるので。表現については、この登録児童数という捉え方は、ちょっと、誤解を招く恐れがあったかと。間違ったあれになると思います。済みません。

○委員長（永山伸一）誤解を招くようであれば、ここを、ちょっと訂正した表現の形にしたほうがいいんじゃない。どうですか。

○子育て支援課長（知識伸一）ここを平均児童数に訂正とさせていただきたいと思います。

○委員長（永山伸一）そういうことでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一）あくまでも、これは、小さい児童クラブに対しての、追加の市の単独ということで。10人から19人は70万円とか、そういう形で計上してございます。

○委員長（永山伸一）今の表現でよろしいですか。子育て支援課のほうは、そういう形でいいですか。

○子育て支援課長（知識伸一）はい。済みませんでした。

○委員（中島由美子）わからないんですけど。市単独と書いてあるので。今までの、毎月の第3水曜日に、とにかく、児童クラブにおいては、何かお誕生日会とか、何とかをいろいろされて、その日には、とにかく、登録しておられる方は来てくださいねみたいな形で、一生懸命、平均児童数を上げておられる努力をされているんですよ。

それは、その部分という補助金というのは、国のほうからもしっかり来ているんだと思ってるもんだから。それに対して、もう少し補助があるという、プラスアルファがあるという考え方でいいんですかね。そこをよろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（知識伸一） そこの真ん中に、安心して子ども産み育てられる支援の強化ということで約8,700万円。これが基本の県から来ている分になりますね。その一番下のほうは、市の単独の分でございます。

以上です。

○課長代理（西田光寛） 従来の国県の補助は、ちょっと前までは、人数に応じて、人数がふえれば、それだけこの補助金もふえる仕組みでした。それがちょっと2年ほど前から、大規模な児童クラブの補助金は減少されてくる傾向に、今、なってきたております。

前は、この登録人数がふえればふえるだけ、補助金というのがたくさん入ってきよったんですけど、今は、必ずしも人数がふえたからといって、補助金がたくさん入ってくるという仕組みでは、今、なくなってきたております。

今、ここの考え方につきましては、グループ長が今まで言ったとおり、月の基準日を決めまして、できるだけ、私どもも児童クラブのほうの補助にうまく増額ができるような日にちを選んで。日程の基準日を、今までは水曜日ということでおったんですけども。来年度以降の基準日の考え方につきましては、年度初めと。また、皆様の児童クラブに集まっていただく時期に、どういう考え方の基準日がいいのか、そこへんは、もう一回、ちょっと検討をさせていただいて、来年度以降の基準日というのは決めさせていただきたいというふうに、今、考えているところです。

最初つくったときと、ちょっと、補助金のふえ方がかわってきているものですから。そこへんは、もうちょっと児童クラブさんと考え方を共有して、今後、基準日というのは決めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員（中島由美子） やっぱ、子どもたちが安心して放課後を過ごせるというところでは、大事な役目を果たしていると思うんですね。

場所によっては、登録は多いんだけど実績がなかなか少なかったり、また、今度土曜日の授業が始まったりとか、いろいろあるものですから、そのあたりとても不安視されている部分があったり。だけれども、この平日というかな、普通の月は授業が長いですから、結構、5時間目、6時間目がふえている関係で、普段はもうそんなにいら

ないんだって。だけど、授業がないときの土曜日ですよ。とか、長期休業に、やっぱり1日預けられるからとってもありがたいんだってという声があつて。そのためには、本当に、登録人数でたくさん補助があつたら、やっぱ人件費とかもいりますから。保護者の負担もちょっとでも軽くなるようにしてほしいなという要望がありましたので。よくよく児童クラブの方々の要望を聞いていただいて、市単独で入れてくださるところがあるんであれば、たくさん補助ができるようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（永山伸一） 要望であります。ほかにございませんか。

○委員（森永靖子） ファミリー・サポート・センター事業、65ページですが、もう、10年ぐらいなるかなと思うんですね。

ちょうど、国際ソロプチミストという団体があつて、20周年を迎えるときに、市も事業をやりたいということを話したときに、200万円、そのプチミストのほうに寄附をくださって看板やら立てた記憶があるから、もう、10年かなと思うんですが。だんだん利用も多くなって、65ページに書いてあるような、こういうことになっているんですけど。この利用される者が、700円が30分単位でとか、いろいろ要望があつてお願いした経緯があるんですが。このお願いのところで、主に、どういうものがあるのかなつて。まあ、たくさんあるでしょうけど。病児はできないんですね。病後を依頼されるおねがい会員がありますでしょうか。

○委員長（永山伸一） おねがい会員のところですね。よろしいですか。

○主幹兼保育グループ長（平 利朗） 病児関係については、25年度で5件の実績がございます。

以上でございます。

○委員（森永靖子） 病時・後のところが、関小児科さんが1カ所しかなくて、とても大変だということなんです。病気のときはもう、お医者さんでないとだめでしょうけど、病後のほうを、この前、愛媛に会派で視察に行ってきたときに、保育園とかあたりで、3日、4日ぐらい病気のときには、その決まったお医者さんでお預かりした後、もう、お願いできるとすれば、保育園あたりで

お願いしてという箇所がたくさんあって。愛媛はすごくそれが盛んに行われてて。子育て支援がよく行われてて、働くお母様方が助かってますよというのがあったもんですから。

この、今、5件と言われたのが、病後ですよ。薩摩川内市がたった5件だったんですね。あまり需要がないということなんでしょうかね。

そういうふうにして、お願いできる場所があれば、お母さん方も助かるのかなと思ったもんですから聞いたところで……

○委員長（永山伸一）今の件はいいですか。

○課長代理（西田光寛）済みません。37件でした。資料が間違っておりました。

○委員長（永山伸一）25年度で37件の間違いですね。

○委員（森永靖子）病後が37件。たくさんあるんですね。

先ほどの児童クラブのところ、自分も担当でありながら、ちょっと済みません。

今回、保育園、幼稚園を卒園された方々が、4月、入学を待って入られるんでしょうけど、31日で保育園、幼稚園を終わってこられて、児童クラブが始まるのは、4月の入学を許可しますと言われて、入学式の日からお預かりするというのはどこでもなっているんだろうと思うんですが、この間の1週間、10日ぐらいを、児童クラブ、学童保育はどういう受け入れをしていらっしゃるんでしょうか。教えてください。

○委員長（永山伸一）4月1日からの1週間前後ですね。わかりますか。

○子育て支援課長（知識伸一）その件について、ちょっと、調査を、まだしてないところでございます。

○委員（森永靖子）小学校では、校長先生によっては、1日からもう本校の子だからいいですよと言われた校長先生と、まだ、入学を許可するという、教育委員会のほうから許可があった日からだよと言われるのと、まちまちで。保護者の入れようと思っている人たちが、何かこう、ごたごたがあって、あちこち聞いて回られるみたいで。

ですから、そこが同一にできないのかなとったりしたもんですから。調べていただいて、運営委員会でもあるときに、また、そろえたらと思うんですね。それを調べていただきたいと思います。

す。

○子育て支援課長（知識伸一）今、おっしゃるように、1日から10日というときも、やっぱり、親御さんは御仕事されて、夕方遅くまで子どもさんがお一人になりますので、とりあえず、まず、実態把握を行いまして、それから調査研究したいと思います。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について、質疑が全て終了いたしましたので、これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査に入ります。当局、説明がありますか。

○子育て支援課長（知識伸一）市民福祉委員会資料の49ページをお開きください。

急速な少子化、深刻な待機児童、子育ての孤立感と負担感の増加等で、子どもは、保護者や親戚が養育するものだ、子どもは、隣近所や地域で見守るという価値観の維持が困難となってきましたため、子育てを社会全体で支える必要が出てまいりました。

この問題意識を背景として、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。これによりまして、薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画を策定することになりました。

子ども・子育て支援事業計画で定めることは、ニーズ調査の結果等から、平成27年度を初年度とする5年間に確保する子ども・子育て支援の提供体制の確保の内容と、その実施時期を定めるものでございます。

策定に当たりましては、学識経験者、社会福祉事業関係者等々15名の委員で構成されている薩摩川内市子ども・子育て支援会議で熱心に御審議いただきました。延べ9回開催したところでございます。

この会議によりまして、①、認定こども園や幼稚園、保育園、小規模保育事業所等の幼児教育、保育の必要量から、⑤、放課後児童クラブ利用児童数までの量の見込みを定めていただきました。

また、今後の本計画の進行管理につきましても、この薩摩川内市子ども・子育て会議で評価等していただく予定といたしております。なお、子ども・子育て支援事業計画の概要につきましては、市民福祉委員会資料の55ページから62ページに記載してありますので、後ほど、ごらんいただきたいと思います。

次に、新制度により、保育園等が次のように変わります。

公立幼稚園、認可保育所、現在の認定こども園は、そのまま新制度へ移行いたします。

私立幼稚園は、新制度へ移行するか、現在の私学助成を継続する私立幼稚園となります。

認可外保育施設、事業所内保育施設、へき地保育所につきましても、新制度に移行するか、現在のまま移行しないか、両方の選択ということになります。

次のページをごらんください。新制度における幼保連携型認定こども園についてです。施設といたしまして、認定こども園が単一の教育・保育施設となることによる、まず、事務の簡素化が挙げられます。所管が内閣府に一元化されたため、従来と比較し事務の煩雑さが抑制されます。

保護者といたしましては、満3歳以上であれば保育の必要性がなくなっても、引き続き、認定こども園の利用が可能となります。幼児教育と保育を一体的に受けることが可能となります。

行政といたしまして、私立幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行した場合、保育の受け皿が拡大し、待機児童の解消につながります。また、

人口減少地域では、幼稚園と保育所の重複の投資が回避されと考えます。小規模保育事業等につきましては、満3歳未満の待機児童の解消に向けて行います。

現状といたしまして、待機児童の多くは満3歳未満。市が定める基準を満たす事業を認可することで待機児童の解消に進めるということになります。先ほども申し上げましたが、満3歳に達した日の次の3月末で卒園するため連携施設の設定が課題となります。

私立幼稚園の対応につきましてです。私立幼稚園につきましては、新制度へ移行するか、移行しないかで、私学助成を継続して受けられるかの選択をすることができます。メリット、デメリットは、そちらに記載のとおりでございます。

最後に、全ての子ども・子育て世帯の支援についてです。新制度では、教育・保育施設の量的拡大と質的拡充だけでなく、既存の事業の拡充、新規事業の実施により、妊娠から出産、小学校までの子ども・子育て世帯への支援を切れ目なく行うことといたしております。13事業ございますが、そのうち、10の事業が既存事業の拡充で、延長保育事業、放課後児童クラブ等です。新規事業としては、利用者支援事業ほか2事業がございます。

以上、子ども・子育て新制度についてでした。

次に、指定管理者管理運営評価表について御説明いたしますので、委員会資料53ページをお開きください。

薩摩川内市立里保育園の評価結果の報告をいたします。指定管理者は、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会で、指定管理期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日でございます。

昨年11月10日に、評価委員会を実施しております。総合評価の結果、おおむね適すると認められるとの評価を受けております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（永山伸一）**ただいま説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般についての質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（森満 晃）**まず、全ての子ども・子育て世帯の支援について。新規事業の⑩、利用者支援事業について。この中の、利用者支援専門員と書いてありますが、これ、いわゆる、子育て支

援員ということで理解してよろしいんでしょうかね。

○子育て支援課長（知識伸一）そういうことで、支援します。

○委員（森満 晃）この支援員の方は、実際もう、これから講習を何か32時間ぐらい受けられてということなんですけど。これは、大体1週間ぐらいで講習を受けられるんですかね。どうなんですか。そのへんの受講について。

○子育て支援課長（知識伸一）子育て支援員が平成27年度から新設されるんですが、研修につきましては、県のほうが実施すると思います。夏ごろになると思うんですけど、まだ、具体的なあれはないんですけど、最高で32時間だったんですかね。そういう研修を受けて、子育て支援員の資格を得るということで。それからステップアップされる方、そのまま従事される方、いろいろ出てくると思いますけど。まだ、今のところの情報を得ているのは以上でございます。

○委員（森満 晃）ということは、今現在、まだ、その資格を取られている方というのはいらっしやらないということですね。

これも、ある程度子育てが終わった母親などであるとか、男性でもいいということで。そういう意味で、これからの雇用がふえる部分でもいいということなんでしょうかね。それは、雇用の面でも、主婦の方がそういう一つの仕事としてやられるという分野で考えてよろしいんでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一）おっしゃるように、今国のほうが、新しい13事業で政策を拡充しているものですから、それに伴いまして、やはり、その受け皿の支援員がいないということで、そういうのをふやすために研修を行うということで、将来的には、そういう職業もやっぱりふえる方向になると思います。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員から質疑ありませんか。

○議員（新原春二）2点だけ、お聞かせください。

この施設の関係なんですけど、地域型保育事業がスタートをするわけなんですけども。今回、小規模保

育のほうに、無認可の4園が手を挙げて出されたということは非常にいいことだと思うんですけども。それ以外の、あと6園の状況ですね。どうして手が挙がらなかったのか。そこへんの状況、わかったら、まず1点です。

また、家庭的保育という保育ママのほうのことなんですけど、5名以下の施設の認可というか、薩摩川内市における状況というのは、どういうものなのか。

それから、今、支援員の話がありましたけども、きょうの南新聞に詳しく載っていますが、支援員を取られた場合に、終了された場合に、登録制とか、何かそういうふうな制度になっていくのか。もう全く、終了証さえ持っとけば、あとは事業所と雇用契約を結ぶだけなのか。市としては、登録制とかそういうものはないのか。そこだけ、1点お聞かせください。

○子育て支援課長（知識伸一）まず、認可外の保育所が10カ所程度あるんですけど、そのうちの4カ所が地域型事業ということで、変わられるということでお話があったんですけど。私どもも、その新しい制度で、夏のころから数回、各施設を訪問いたしまして。新しい制度の情報が、段階的に出てくるものですから、全部が出てない状況で、何回か個別に行きましてお話を差し上げたところですよ。

それで、結果といたしまして、4カ所が新しい小規模保育事業をやってみようかということで、手を挙げていただいたところでございます。

今後、そういう新しいのになんたいということでしたら、また、こちらに相談がありましたら、当然、また、基準を満たせば、そういう形でふえていく方向であれば一番よろしいかなと思っているところでございます。

あと、家庭的保育の保育ママということで、5人以下につきましては、今のところ、御相談等が、まだ、全然ない状況でございます。

最後に、子育て支援員が登録制にするかどうかということで、今お尋ねがあったんですけど、先ほどから申し上げますように、ことしの4月からスタートで、まだ、そこまで研究がちょっといってないところで。とりあえずは、こっちのほうで把握しているというのは、この新聞にございますように、まずは、県に申し込みをしまして、それ

から、受講をされて、終了証を発行されて、それから、子育て支援員の認定を受けられて、いろんなところの支援としてなれるんですけど。やはり、その登録というような何かも、一つ大事なことでと思いますので、今後もまた、研究をさせていただきたいと思います。

**○委員長（永山伸一）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

当局の皆さん、2日間にわたって、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

---

△ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書の提出について

**○委員長（永山伸一）** それでは、中島委員から意見書提出の提案がありますので、ここで、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書の提出についてを日程に追加し、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 異議なしと認めます。

よって、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書の提出についてを日程に追加し、これを議題にします。

それでは、中島委員に趣旨説明を求めます。

**○委員（中島由美子）** 前回の12月議会の中で、市外からの陳情書ということで、皆様には配付だったんですが。やはり、大事な話だということで、今回、意見書を提出したらどうかと思いました。

また、国のほうも、このことについては議論を始めて、だんだんやっていきそうなところがあるので、このタイミングが一番いいのではないかとということと、そして、県内でも、約13市町で出されているということです。薩摩川内市としても、しっかり、このことについては提出していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**○委員長（永山伸一）** では、このことについて、当局から報告がありましたらお願いいたします。

**○市民健康課長（宍野克己）** この件につきまして、今現在の状況について御報告申し上げます。

今、市の肝炎対策としましては、肝炎ウイルス検査の補助をいたしております。

該当者につきましては、当該年度内に40歳になる方とか、41歳以上の方で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方などがございます。検査内容につきましては、B型、C型肝炎ウイルス検査ということで広報等で行っております。

平成26年度の受診者数は62名ということで、かなり、テレビ等で広告があったものですから多かったんですが、通常でいけば30名ぐらいのペースでいっております。

県の肝炎対策につきましては、治療費の助成ということで、薩摩川内市内の受給者数は、平成25年度で95名というふうに聞いております。あと、無料の肝炎ウイルス検査がございます。

患者数でございますが、市内の全市民ということでは、ちょっと把握ができずに、国保のレセプトの中で説明をいたします。

平成25年3月から平成26年2月の診療分ということで、疾病は重複があるということで御理解いただきたいと思うんですが、ウイルス性の肝炎、これが916名いらっしゃいます。医療費は5,229万6,000円。一人当たりの医療費としましては5万7,092円というふうになるようです。

それ以外に、今回、意見書が出されております慢性の肝炎、それから、肝硬変、それから、肝及び肝内の胆管のがん、それぞれございますが、これらの合わせた金額が7,391万8,000円ということで、全体の58%ほどを占めているようでございます。中でも一番多いのが、肝及び肝内の胆管のがん、これが741名で、医療費の総額が4,898万2,000円、一人当たり6万6,036円というような医療費でございます。

今申し上げたのが国保ということでございます。国保の人口が2万3,400人程度ですので、全体とすれば、まだ、24%ですので、全体とすればこれより多いということになるようです。

以上です。

**○障害・社会福祉課長（徳留真理子）** 肝臓機能障害に関する身体障害者手帳の交付は、平成22年4月から開始されておまして、現在、本市では11名の方に手帳が交付されているところでございます。

肝臓機能障害になった原因は問わない、いわゆる、アルコールの飲み過ぎでなられても、この基

準に該当してしまうということから、大変、現行の認定に当たっては基準が厳しいところでございまして。しかしながら、厳しすぎるのではないかという多くの方々のお声を受けて、国としても平成27年4月、ことしの4月以降検討を開始し、新基準について検討を行うということになっているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（永山伸一）** ただいま説明がありましたので、これより、質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

それでは、書記に意見書案を配付させます。

〔意見書案配付〕

**○委員長（永山伸一）** では、ここで、意見書案を書記に朗読させます。（朗読内容は省略、巻末に意見書案を添付）

**○委員長（永山伸一）** それでは、この意見書案について御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 御意見はありませんので、委員会として、本意見書案を本会議に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 御異議ありませんので、そのように決定しました。なお、文言の軽微な変更については、委員長に御一任願います。

当局の皆さん、本当にありがとうございました。お世話になりました。

---

△委員会報告書の取扱い

**○委員長（永山伸一）** では、以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の委員派遣について

**○委員長（永山伸一）** 次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中の現地視察等を予定して

おりませんが、今後必要となった場合の委員派遣の取り扱いを委員長に御一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

**○委員長（永山伸一）** 以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。2日間にわたり、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。



## 【卷末資料】

意見書案



発議第 号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費  
助成の拡充等を求める意見書の提出  
について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成 年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
市民福祉委員会  
委員長 永 山 伸 一

#### 提 案 理 由

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は特定の治療に限定していることから、ウイルス性肝硬変・肝がん患者の多くは高額な医療費を負担している。また、肝硬変等の肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定対象となっているが、医学上の認定基準が極めて厳しいため、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がある。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費  
助成の拡充等を求める意見書（案）

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者は350万人以上いるとされており、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法において、国の法的責任が明記されています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現

在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの根治を目的としたインターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療等の抗ウイルス療法に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。特に、肝硬変・肝がん患者は、高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、現在は、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（身体障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされています。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、新たな具体的措置を講じておらず、肝硬変・肝がんによって多くの方が亡くなっている中、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望します。

#### 記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会

委員長 永山伸一